

法学研究科

I	教育水準	教育 6-2
II	質の向上度	教育 6-5

I 教育水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 教育の実施体制

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「基本的組織の編成」については、法学研究科の専任教員数は、平成 19 年度当初は 28 名であったが、同年 10 月に法学部に国際公共政策学科が新設されたため、32 名に増員された。高等司法研究科の専任教員 28 名、附属法政実務連携センターの客員教授 1 名および招聘教授 3 名、連携大学院の客員教授 1 名および招聘教授 2 名も、法学研究科の教育に当たるなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制」については、教育内容や教育方法の改善のために、カリキュラム検討ワーキングおよび FD 委員会を設置するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育の実施体制は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

2. 教育内容

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「教育課程の編成」については、平成 16 年度のカリキュラム改革により、大学院博士前期課程に「比較法政プログラム」と「公共法政プログラム」が設けられた。前者は、学問的蓄積を踏まえて専門的な知識を身につけることを目的とし、主として法学・政治学のオ

一ソドックスな科目を配置している。後者は、高度専門職業人を育成することを目的とし、具体的なテーマを取り上げて分野横断的に検討を加え、それによって専門知識を深める「総合演習」等を選択科目として多く配置するなどの相応な取組を行っていることから、期待される水準にあると判断される。

「学生や社会からの要請への対応」については、大学院博士前期課程で 59 科目が開講され、学生の多様な要求に応える授業が配置されている。「総合演習」には、アジアにおける金融サービス、企業における法務部門、金融法務、国際金融などの社会の先端を反映する科目が配置される。平成 18 年度以降海外から招聘した研究員による授業も行われている。また、社会への貢献として、産学連携の公開講義、シンポジウム、セミナーを行っているなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育内容は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

3. 教育方法

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準を上回る

[判断理由]

「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、大学院博士前期課程で提供するにふさわしい少人数教育がいずれの講義でも確保されている。基礎的科目はすべて専任教員が担当している。大学院博士後期課程においても、少人数教育を行うなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

「主体的な学習を促す取組」については、様々なバックグラウンドをもつ学生も履修科目を適切に選択し指導を受けられるように、教務委員会が個々の学生の関心のあるテーマに近い教員を担任教員として指名する制度（担任教員制）を採用している。なお、大学院生からティーチング・アシスタント（TA）として採用された者は、平成 16 年は 12 名であったが、平成 17 年には 19 名、平成 18 年には 18 名となるなどの優れた取組を行っていることから、期待される水準を上回ると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育

方法は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準を上回る」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

4. 学業の成果

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「学生が身に付けた学力や資質・能力」については、大学院博士前期課程を標準年限内で修了する者の割合は、平成 18 年度において 65.9%であり、他方、課程博士の学位の授与率は平均して約 25%であるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「学業の成果に関する学生の評価」については、平成 18 年度の法学研究科入学案内に在学生在が「先輩からのメッセージ」として寄せた意見によれば、少人数で学生の積極的な参加が求められる教育が高く評価されるなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、学業の成果は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

5. 進路・就職の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「卒業（修了）後の進路の状況」については、平成 18 年度には、修了者 36 名のうち、大学院博士後期課程進学者は 10 名であり、13 名が就職し、6 名が職場に復帰し、進路未定者は 7 名であった（うち 1 名は公務員試験受験準備）。後期課程進学者の割合は約 28%であり、進路未定者の割合は約 17%にとどまっているなどの相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

「関係者からの評価」については、平成 18 年度の外部評価においては、全体として高い評価を受けている。「公共法政プログラム」については外部へのメッセージが明確ではないとの指摘もされている。以上のことから、相応な成果があることから、期待される水準にあると判断される。

以上の点について、法学研究科の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、進路・就職の状況は、法学研究科が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 2 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。